

平成16年1月16日

「ディーゼル黒煙クリーン・キャンペーン」 の成果をお知らせします。

～ 黒煙測定車両4,573台、131台に整備命令書交付、
迷惑黒煙通報件数299件 ～

国土交通省は、大都市部における大気汚染状況、特に平成14年度の浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準達成率は25%と依然厳しい状況にあり、その改善が喫緊の課題となっていることから、警察、自動車検査独立行政法人等関係機関の協力を得て、6月及び10月を重点実施期間とし「ディーゼル黒煙クリーン・キャンペーン」を全国的に実施しました。

1. 街頭検査結果

重点実施期間中における街頭検査においては、全国で4,573台のディーゼル車について黒煙測定を実施しました。そのうち131台の車両に対し、整備命令書の交付を行いました。

2. 迷惑黒煙通報制度結果（平成15年10月末現在）

昨年度より導入した迷惑黒煙の通報制度については、全国の運輸支局に迷惑黒煙相談窓口「黒煙110番」を設置し、一般の方から情報として寄せられた著しく黒い煙を排出している自動車のユーザーに対し、自主点検等の指導も行いました。

その結果、全国で299件の通報があり、車両が特定された212件の自動車ユーザーに対して八ガキによる自主点検を実施するよう指導を行いました。

3. 点検整備による黒煙低減効果（平成15年10月に調査を実施）

本年10月中に整備のために入庫したディーゼル車33,492台について、エアクリナー・エレメントの点検・清掃・交換等の整備を実施し、整備後における黒煙の低減効果を調査したところ、全ての車両の黒煙が低減し、そのうち黒煙濃度が10%以上の低減効果が認められた車両が15,189台（全体の45%）ありました。

点検整備がディーゼル黒煙の低減に大きな効果があることが確認されました。

問い合わせ先

国土交通省自動車交通局技術安全部環境課 菅原、本間

電話：03-5253-8111（内線 42-532、42-526）

03-5253-8604（直通）

(参考)

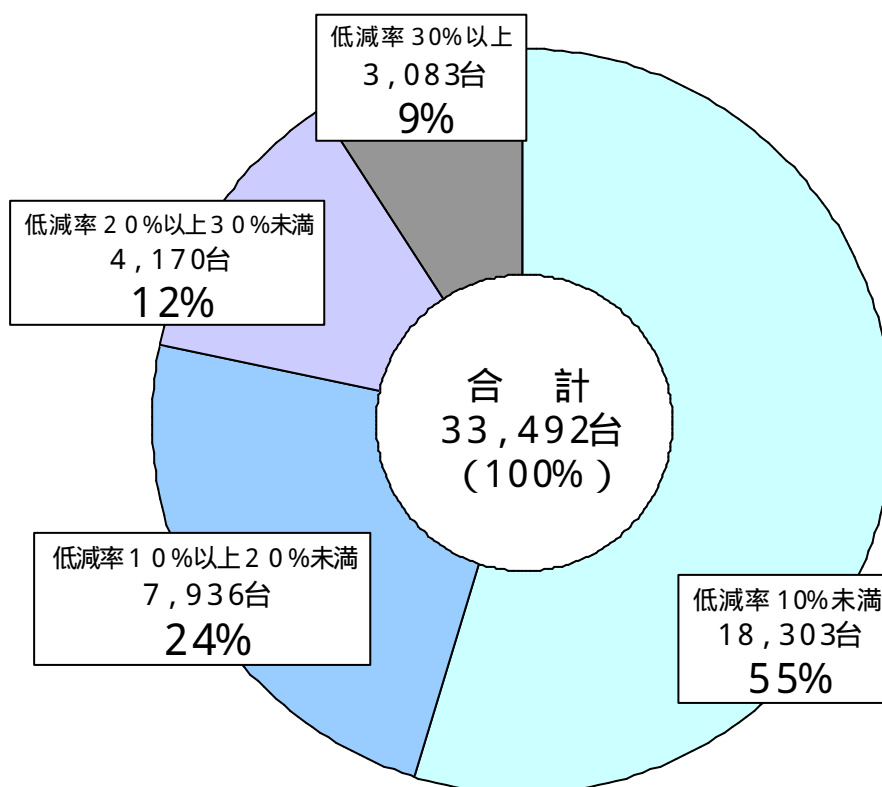
1. 街頭検査結果 (平成15年6月及び10月に検査を実施)

車種	測定台数	不合格台数 「整備命令書交付台数」	不合格割合
乗用車	802台	40台	5.0%
トラック	3,159台	79台	2.5%
ダンプカー	281台	2台	0.7%
その他	331台	10台	3.0%
合計	4,573台	131台	2.9%

2. 迷惑黒煙通報制度結果 (平成15年10月末現在)

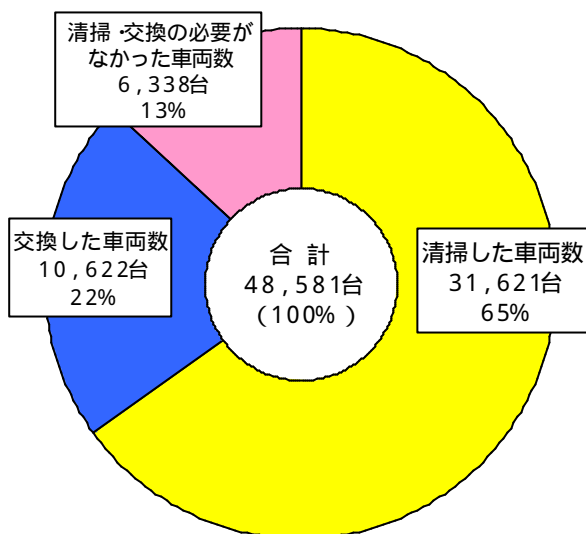
運輸局	北海道	東北	北陸 信越	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
通報件数	0	2	12	2	23	188	6	64	0	2	299

3. 点検整備による黒煙低減効果 (平成15年10月に調査を実施)

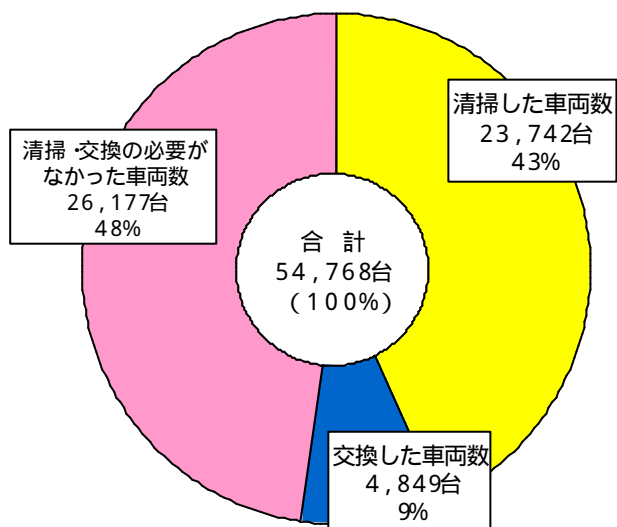


4. エアクリーナーの点検結果（平成15年10月に調査を実施）

（1）整備事業者による入庫車の点検結果



（2）バス事業者による自主点検結果



（3）トラック事業者による自主点検結果

